# 令和6年度水質検査計画

# 水質検査計画とは

津軽広域水道企業団西北事業部では、お客様に安全でおいしく水を飲んでいただくために、受水後 各家庭の蛇口にいたるまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

この水質検査をどのように行うのかを記したものが水質検査計画です。

安心して津軽広域水道企業団西北事業部の水道水を利用していただけるよう、令和 6 年度水質検査 計画を作成したので公表します。

この計画は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、検査項目も含め地域住民への周知 方法、公表等を関係機関と協議し毎年見直しを図ることとします。

#### 水質検査計画の内容

- 1、 基本方針
- 2、 水道事業の概要
- 3、 水質検査方法
- 4、 臨時の水質検査
- 5、 水質検査の自己/委託の区分及び委託内容
- 6、 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 7、 水質検査の精度と信頼性の確保
- 8、 関係者との連携

### 1、 基本方針

お客様に安全でおいしい水を送り届けるために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び当企業団が独自に行う 水質検査項目とします。
- (2) 検査地点は、浄水について水質基準が適用される管末の蛇口及び配水池とします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づく基準51項目(全項目)を年4回、9項目については 年8回(毎月定期検査)とし、合わせて年12回実施します。

また、施設及び水質の状況に応じて検査項目を追加します。

合併し、西北事業部として現在に至っています。

原水水質検査については津軽広域水道企業団津軽事業部からの受水により無くなりました。

給水栓では、水道法施行規則により、色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素) の検査を1日1回以上の検査を行います。

#### 2、 水道事業の概要

当地域は、青森県北西部に位置し、当初は津軽新田水道企業団(旧木造町の一部、旧柏村、旧森田村)及び旧木造町の一部、旧稲垣村、旧車力村、旧市浦村がそれぞれ河川表流水や地下水を水源として水道事業を運営していましたが、「広域的かつ一元性のある水道計画が必要である」との認識から、平成4年12月に上記の6町村により西北地域水道企業団を設立しました。その後、平成5年11月に、国庫補助事業を受ける要件を満たすため、津軽広域水道企業団と

また、平成17年の市町村合併により、旧木造町、旧柏村、旧森田村、旧稲垣村、旧車力村が つがる市に、旧市浦村が五所川原市になっています。

水道水源については、近年の生活環境の変遷とともに、河川の水質悪化や地下水の水量不足に加え、 生活水準の向上や産業活動の進展による水需要の増加により、新規水源の確保が課題となって います。

このため、建設省(当時)が岩木川上流に建設計画を進めていた津軽ダムに利水者として参加することとして平成6年から施設整備を進めてきましたが、その後、当地域の将来の水需要を踏まえて平成19年8月に津軽ダムから撤退して津軽広域水道企業団津軽事業部から用水供給を受けることとし、これにかかる施設整備を進めていました。

これにより、令和3年度より津軽広域水道企業団津軽事業部より用水供給が始まり、これまで 使用していた各浄水場は廃止され、代わりに津軽事業部より受水した水道水を各地へ送水するポンプ場が 設けられました。

現在は全ての給水区域における用水供給を完了しています。

## 採水箇所について

① 西北配水地

給水地域 つがる市 ( 木造の一部、森田、柏の各地区 )

② 筒木坂配水池

給水地域 つがる市 ( 稲垣、牛潟、車力の各地区 )

③ 車力調整池

給水地域 五所川原市 (十三地区)

④ 富萢配水池

給水地域 つがる市 ( 富萢の各地区 )

⑤ 市浦配水池

給水地域 五所川原市 ( 相内、脇元、太田の各地区 )

#### 3、 水質検査方法

水質基準項目は水質基準項目に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法

(平成15年厚生労働省告示第261号)により実施します。また、遊離残留塩素については、

水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留 塩素(平成15年厚生労働省告示第318号)により実施します。

令和6年4月1日に厚生労働大臣より環境大臣に管轄変更。()部分に関しては施工後訂正。

#### 4、 臨時の水質検査に関する事項

原因不明の水質の変化や、配水池等に異常が発生した場合は必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

#### 5、 水質検査の自己/委託の区分及び委託内容

① 自己検査

給水栓での1日1回の検査を実施します。

### ② 委託検査

①以外の全ての検査については、環境大臣へ登録する検査機関(以下「登録検査機関」) で実施します。

③ 試料の採取及び運搬方法

試料の採取及び試料の運搬については、登録検査機関が実施します。

なお、試料の運搬の際には、クーラーボックス等に氷冷し、破損防止の措置を施し、登録検査機関までの搬入時間は、最初の試料採取後、告示法で12時間以内で試験開始とされた検査が 実施可能な登録検査機関とします。

④ 臨時検査の取扱い

臨時検査については、継続的に水質を評価する観点から、②の委託検査(定期検査)を実施 している登録検査機関へ委託します。

#### ⑤ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果書を提出する際に、分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した資料、 検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含めた資料等、水質検査の結果の根拠となる資料 及び内部精度管理実施状況の資料を提出させ、内容を確認します。

また、必要に応じ、外部精度管理実施状況を確認するとともに、検査所の立入検査を行い、登録検査機関の技術能力の把握に努めます。

### 6、 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、年度開始前に公表します。

また、水質検査計画に基づき水質検査を行い、当企業団事務所のホームページにて公表します。 さらに、水質検査結果を適切に評価し、次年度の計画の見直しへ反映させます。

#### 7、 水質検査の精度と信頼性の確保

委託する登録検査機関は、高精度及び高い技術能力を維持するための品質管理基準

である、水質基準項目(全項目)に関する水道GLPまたはISO/IEС17025の認定機関とします。

#### 8、 関係者との連携

水質汚染事故や水道水が原因で水質事故が発生した場合には、県、保健所及び近隣市町村などの 関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。